

南信州広域連合議会  
総務産業委員会

令和4年2月15日

南信州広域連合事務局

# 南信州広域連合議会 総務産業委員会会議録

令和4年2月15日（火） 午前10時00分 開議

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 副管理者あいさつ
4. 議事審査
  - (1) 議案第1号「南信州広域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について」
  - (2) 議案第3号「令和3年度南信州広域連合一般会計補正予算（第3号）案」のうち、当委員会  
分割分
  - (3) 議案第6号「令和4年度南信州広域連合一般会計予算（案）」のうち、当委員会分割分
  - (4) 議案第7号「令和4年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計予算（案）」
5. 閉会

# 総務産業委員会

令和4年2月15日

南信州広域連合事務局

## 南信州広域連合議会 総務産業委員会

日 時 令和4年2月15日(火) 午前10時00分～午前11時21分  
場 所 広域連合事務センター 206号会議室  
出席者 竹村委員長、西川副委員長、後藤(章)委員、中島委員、伊藤委員、三浦委員、  
中平委員、清水(勇)委員、永井委員  
欠席者 坂巻委員  
オブザーバー 井坪議長、栗生副議長  
事務局 高田副管理者、吉川事務局長、加藤総務課長、伊藤庶務係長、仲田書記長

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 副管理者あいさつ
4. 議事審査

No	項 目 名	資料	頁
1	議案第1号「南信州広域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について」		5
2	議案第3号「令和3年度南信州広域連合一般会計補正予算(第3号)案」のうち、当委員会分割分		12
3	議案第6号「令和4年度南信州広域連合一般会計予算(案)」のうち、当委員会分割分		13
4	議案第7号「令和4年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計予算(案)」		23

5. 閉 会

## 1. 開 会

午前10時00分

(竹村委員長) 会議開催前ではありますが、当委員会に対し、議案の補足説明のため、事務局総務課、伊藤庶務係長の出席について申入れがあり、許可いたしましたので、よろしく願いいたします。

ただいまから、南信州広域連合議会総務産業委員会を開会いたします。

地方自治法第105条の規定により、当委員会に議長が出席しておりますので、御報告いたします。

なお、採決に当たっては、議長に表決権はございませんので申し添えいたします。

現在の出席委員は、9名であります。坂巻委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

## 2. 委員長あいさつ

(竹村委員長) 開会に当たり、委員長から一言あいさつを申し上げます。

改めまして、皆様、おはようございます。今年は雪が例年よりも多く降っておりますけれども、今のところ濃霧であったりとか、いろんなどころの被害が少ないというふうに思っておりますが、また、今日の夕方ぐらいから標高の高いところで雪になって明日一日雪の予報というふうになっておりますが、被害が少ないことを祈りたいなというふうに思います。

また一方で、コロナの関係ですけれども、今日現在、飯田保健所管内、緩やかになったなというふうには思っているんですが、昨日も24人ということで下げ止まりの傾向ということではありますが、地域経済の回復というところも非常に心配されるところでありますけれども、コロナが早く収束していただくことを祈念したいなということと、あとこの春には、お練りまつりであったりとか、善光寺の御開帳が控えておりますので、こういった大きな行事がしっかりと開催できることを祈念したいなというふうに思います。

本日から、常任委員会ということで、議案審議をしていただくこととなりますけれども、今回は予算審議という形になっております。昨年、行政評価をしていただいた部分が、どのように予算に反映されているのか、そういった部分もしっかりと確認をしていただきながら、議論を進めていただければというふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

## 3. 副管理者あいさつ

(竹村委員長) ここで、副管理者からあいさつをいただきます。

高田副管理者。

(高田副管理者) 皆さん、改めましておはようございます。お世話になります。よろしく願いいたします。

総務産業委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

初めに、新型コロナウイルス感染症の対策に関しましてでございます。ただいま、まん延防止等重点措置の期間中ということもありまして、議会開催にも少しづつ御不便をおかけしているかなというふうに思っておりますけれども、まず、当圏域の感染状況で

ありますけれど、1月上旬から新規陽性者が急拡大というようなことで、小中学校、保育園、あるいは高齢者施設、障がい者施設等それぞれに緊急的な臨時的な対応を余儀なくされたというような状況もございました。大変、心配されました。

その後の1月末から徐々に減少傾向ということでございまして、この間、保健所や医療機関をはじめ、小中学校、それから保育園等、懸命な御努力に感謝を申し上げたいと思います。それから、ある程度減少傾向が急といたしますか、なだらかではなくて、結構急激に減少したわけでありまして、早期に感染防止に取り組んでいただいた郡市民の皆さんのやっぱり御努力もあったのかなということもありまして、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

ただ、まだまだ収束という状況ではございまして、新規陽性者が毎日確認をされておりますし、油断を許さない状況ということでございまして、広域連合といたしましても市町村としっかり情報共有をして、協議の場等用意しながら、引き続き緊張感を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、南信州広域連合議会常任委員会制度が導入されたことに関しましてでございますが、委員長さんのお話にありましたように、本定例会から常任委員会制度が導入されるということで、2月と11月の定例会は会期が複数日になるということでございます。

私も広域連合に少し関わっておりまして、だんだんに市町村の枠を超えて取り組んだほうが効果的であること、あるいは効率的であると、そういうような課題が増えてきているかなという感じをしております、そういう意味で、この南信州広域連合議会にお諮りする案件も増えてくるという状況もありまして、そういうことを感じておりますときに、この議会側で常任委員会制度を導入するというそういう制度改革というのは、偉業を得たものかなということを感じております。

私ども執行機関側もこの制度改革の趣旨を踏まえて、しっかりと説明をさせていただきたいというふうに思っております、私、委員会に全て出席をさせていただいて、皆様と御議論させていただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

この当総務産業委員会につきましては、条例上は、南信州広域連合の柱とする事務事業のうちで主に事務局総務課が所管をする事項、それから他の委員会に所管に属さないということもございまして、間口は広いわけでありまして、よろしくお願いをいたしたいと思います。

今定例会では、条例案件1件、それから分割付託を含めまして予算案件3件の御審議をお願いすることになりますので、慎重に御審議の上、御決定をいただければありがたいと思っております。

どうかよろしくお願いをいたします。

#### 4. 議案審議

##### (1) 議案第1号「南信州広域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について」

(竹村委員長) これより議案の審査に入ります。

初めに、議案第1号「南信州広域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

条例改正の説明に当たっては、必要に応じて新旧対照表を御活用願います。

それでは、執行機関側の説明を求めます。

加藤総務課長。

(加藤総務課長) それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

議案書の中、議案第1号を御覧ください。

本案は、南信州広域振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。基金の処分について定めている条項につきまして、制限の緩和を行いたいとするものでございます。

改めまして、そこに書いてございますけれども、この基金につきまして少し御説明をさせていただきますと思います。

この基金でございますが、南信州広域連合の前身でございます飯伊広域行政組合、こちらが、平成6・7年度の2か年をかけまして、「ふるさと市町村圏基金(拠点分)」として造成したものでございまして、当初は、基金の規模は20億円、その原資は、県からの助成金と構成市町村からの出資金でございました。また、この基金の管理方法につきましては、条例で定められておりまして、運用益、つまり利子分でございますが、これについては事業の財源とすることができますが、基金の本体分、原資の部分につきましては、国による規制もございまして、取り崩すことはできないこととなっております。

その後、南信州広域連合がこの基金を引き継ぎまして、基金の名称も変わり、国の規制も緩和されてきたというところでございます。

そんな中、平成17年度でございますけれども、当時、この圏域内で分娩体制の危機が叫ばれていたことから、この地域の産科医療の提供体制、これを守り支援していくというそういう目的から、出資を行う場合には、基金を取り崩すことができるよう条例を改正いたしまして、当地域の中核病院である飯田市立病院に5億円を出資いたしましたという経緯がございます。

このような経過を経まして、現在、南信州広域振興基金は15億円の規模を保有しているわけでございますが、先般、信州大学新学部誘致推進協議会が設立されたこともありまして、今後、「この地域の広域行政の推進に特に必要な事業」と認められる場合であれば、必要な経費の財源としてこの基金を取り崩し、柔軟に活用していけるような環境を整えておく必要があると、そういう観点から今回の条例改正を行いたいとするものでございます。

具体的な改正点について御説明いたしますので、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表のほうを御覧ください。

A4横長となっております。表の見方ですが、表の右側が現行、今の条例の内容でございます。左側が改正後の案となっております。今回、改正を行う条項のみを抜粋してございます。改正させていただく部分には下線を引いてございます。

右側の現行条例の第6条を見ていただきますと、「基金の処分の制限」に関する条項となっております。関係市町村からの出資総額と県からの助成金との合計額に相当する額、これはつまり原資分のことでございますが、「につきましては、第3条第2項のほかは処分することができない」とされています。ここに記載はございませんが、第3条第2項というのは、「議会の議決を経て出資を行う場合」でございまして、飯田市立病院への出資は、この条項を基に対応させていただいたものでございます。

改正の案を御覧いただきますと、改正はこの第6条の続きに「ただし、南信州広域連合の区域における広域行政の推進に資するため特に必要な事業と認められたときは、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる」というただし書を加えまして、出資を行う場合以外でありましても、特別な事情がある場合には、この原資分の取崩しができるよう制限を緩和いたしております。

1枚おめくりいただきまして、附則のところを御覧いただきますと、こちらにつきましては、条例の施行期日を定めるものでございまして、公布の日から施行してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(竹村委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

清水委員。

(清水(勇)委員) 説明を聞きましたので、改正後の、先ほど説明あったもので、その文章の中に「第3条第2項によるものを除き、これを処分することができない。」ただし、南信州広域連合の区域におけるその中で事業を認められたときは、予算の定められるところに、「その全部又は一部」と書いてあるんですが、その全部とできないというものをどういうふうに捉えたらいいか、もう一度説明いただきたいと思います。

(竹村委員長) 加藤総務課長。

(加藤総務課長) 15億円を保有しておるといってございまして、そのうちどれだけの部分が必要になってまいってくるかというのは想定ができませんので、「全部又は一部」と書いてございましては、全部取り崩すこともできるし、一部の取崩しもできると、どちらでも対応できるということで、書き方としてそういう書き方をさせていただいておるとそういうところがございます。

(竹村委員長) 清水委員。

(清水(勇)委員) ここは、その文章の中で終わりのほうは分かるんですが、最初、「処分することができない」、「これを除き処分することができない」とうたっているんで、その意味で行くと、後でできないと言っておいて、「その全部又は一部」という解釈をどういうようにしたらいいかなということの確認をさせてもらったんですけど。

(竹村委員長) 加藤総務課長。

(加藤総務課長) もともとは、この処分の制限というところは、この原資分については「処分することができない」となっておりましたところを、先ほどの経過もございまして、出資による場合には、出資はできるという改正がされているところではございました。逆に言いますと、その出資をする以外は、やはり依然としてこれを取り崩すことはできない状態であるというのが、今の状況でございまして、ですが、今後、ただし書でございまして、特に必要な場合ということでございまして、必要な事業と認められたときには、やはりこれは取り崩すことができるほうが望ましいということから、ここにただし書を書かせていただきましたので、特に必要な場合でない場合というところであれですけど、いうときには、やはりこれは取り崩すことはできないというふうに捉えていただきたいと思っております。

以上でございます。

(竹村委員長) 清水委員。



(清水(勇)委員) あえて聞いたのは、ちょっとそういうところにこだわりがあるところと、“できない”と言っておいて、“ただし”という文字が入っているので、そういう意味でいくと、今の「全部又は一部」ということも解釈をするということで、その文章からそういうふう判断させてもらいますけれども、ちょっとその確認をさせていただきました。

先ほど、今まで使った例として市立病院の関係をお聞きしましたが、逆に今までの中で、例えばこういうものを今までに使ったという出資例ないんです。私的にいくと、やっぱり行政の中だと、広域で関係している高齢者施設とか広域消防だとか、または阿南学園みたいなのところも、もしものときは入るかなと思うんですが、今後においてはやっぱりそういう形の中でいくと、14市町村それぞれ検討した上で、今まで以上に、今まで以上ということはないんですけど、必要と認められた場合というのは、やはり出てくる可能性があるというふうに受け取っておいてよろしいですか。

(竹村委員長) 事務局長。

(吉川事務局長) 現時点で御質問の全てにきちんと答えられる状況ではございませんけれども、この基金、説明にもありましたように、運用益でもって広域連合の様々なプロジェクトチームというのを実施しているという、そういう立てつけの基金でございますので、本来であれば、要は元金の部分には手をつけずに運用益で運営をするという、そういう目的の基金でありますので、その目的というのは現在も変わっていないというふうに思っております。ですから、そういうことで今までやってきましたし、これからも基本的なそういう考え方は変わらないものというふうに思っております。

ただ、広域連合のプロジェクトというのを幾つかやっているんですけども、残念ながらこの低金利時代で、運用益で、全てのプロジェクトを実は実施することが現在もう既にできなくなっておまして、御承知のように一部は一般会計の中でプロジェクトをやったりとかということをやっているというそういう状況でございます。

全体の行政的な財政状況というものもなかなか厳しいものがあるというのは、皆さんも御承知のとおりだと思いますので、広域連合の事業というのは、基本的にはこういうことをやりましようと言ったら、それぞれ構成市町村から負担金をいただいて実施するというのが基本的な考え方でございます。それは、これからも変わらないものだというふうに思います。

ただ、非常にこの地域の振興にとって極めて重要な取組みで、このことについてはちょっと従来の手法では対応がなかなか難しいし、言ってみれば基金を取り崩してでもやる価値があるんだというような御判断を、執行機関並びに議会の皆様がしていただけるようなことがこれから発生するということが十分予想されるので、今回、こういう改正をしようとする、していくことを提案します。

そういう経過でございますので、まだ具体的にどうこうということとはございませんけれども、そういう状況になったらまたそのときに議会にも御相談をしながらしていくこととなるということになるかと思っております。

(竹村委員長) 清水委員。

(清水(勇)委員) なぜそういうように確認させていただいたというのは、常任委員会として始まったので、やはりこういう委員会の中でこういったことも細かく確認するというので、今、説明があったように、これからの事業にこういう事業で云々というのは言えないだろうということで、あえて過去のことで、もしもといった、そういう意味を確認させて

いただいて、私的にもやはり分かりやすく、この中では濃くというか、そういうことをそれぞれ分かった上で承認していきたいというのが、そういうのがあると思うので、あえて伺いました。

以上です。

(竹村委員長) そのほかございますでしょうか。

高田副管理者。

(高田副管理者) すみません、ちょっと私のほうで、過去のことを含めてちょっと補足をさせていただきたいというふうに思います。

この広域振興基金は、先ほどちょっと総務課長から説明がありましたが、平成6・7年だったと思いますけれど、まだ飯伊広域行政組合ができたばかりの頃ですけれども、全国的に国の制度で「ふるさと市町村圏」という制度がありまして、その飯田・下伊那、当時の21だったかな、市町村全部で「ふるさと市町村圏」というエリアを組んでおりまして、その中で、この基金を国が交付税措置をするので基金を積みよふということ、これは法律に基づいた制度であります。で、20億の支援、県が2億、それから残りの18億を当時の人口や財政規模に応じて、各市町村が出資をしたわけですが、その出資のときに市町村が起債を発行してその起債に国が交付税措置をしたというそういう制度でございました。ですので、法律に基づいた基金でしたので、あくまでも広域振興のために、その運用益で事業をやるための基金ということで、「取崩しはなし」という制度の基金でございました。もともとそういうスタートでございます。ですので、20億の広域振興基金になって、11年に広域連合になったときに、基金を引き継いだということになります。

その後、このふるさと市町村圏の制度は廃止になりました。ですので、そのときからこの基金は、県及び構成市町村がオーケーをすれば取崩しは可能になったということでございます。

当初は、取崩し不可でございましたけれども、というのは、途中でその国のふるさと市町村圏に関する法律が廃止になったことで、制度が少し変わってきております。そういう中で、ただ市立病院については、出資という形で支出をして、分娩体制を整えようということでもございましたけれども、残りの15億についてはあくまでも基金の目的に沿って、地域振興のために運用益で事業をやるという基金の制度はそのまま条例として残っているわけでありまして。そういうことですので、今までは、この基金の目的に合致をする運用益に資する事業ということでしたので、取崩しは想定をしてこなかったというのが今までの流れでございます。

ただ、昨日の議会で広域連合長が提案をさせていただきましたが、今後のことを考えると、本当に大事なときにこの基金を活用できるようにしておく、そういう準備をしておきたいということでもございますので、そのように御理解いただきまして、今までは、あくまでもこの基金は取崩しをせずに運用益で事業をやってきたという前提があったわけでありまして、その前提部分を、特に大事なときには取り崩して使えるようにしておきたいというそういう提案でございまして、よろしくお願いをいたします。

(竹村委員長) その他御質疑ございますでしょうか。

伊藤委員。

(伊藤委員) この広域基金について私、初めてなもので、すみません、内容がよく分かっていなく

て理解できなかつたんですが、今のお話でよく内容分かりました。今までの経過も知らないもので、実際にはもう基金はこの一般会計の中へ目的別にいろいろと乗っているもので、それと同じだということで、一つも理解できていなかったんですが、今のお話で分かりました。ありがとうございました。

(竹村委員長) そのほかございますでしょうか。

永井委員。

(永井委員) 私も説明をしていただいて理解が進みました。その上に立って幾つか質問させていただくんですけど、今のお話ですと、以前は国の法律があつて規制をしていたけど、廃止になったので、出資だけじゃなくて議決等を経れば処分もできるということなんですね。

で、条例上は、昨日の質問とダブるかもしれませんが、条例上は3条の2項が残っているんですよ、出資することができる。だから、これがある前提で、6条のほうを改正をすると。そうするとこちらは、いわゆる処分なんですよ。だから、出資もできるけど当然、処分もできるという形をつけ加えるということなんだろうと思うんです。

それでは、この3条の2項では、議会の議決を経て出資すると書いてあります。今回、加える6条のただし書は、「予算の定めるところによる」とありますが、これは違いますか。その手続上が異なりますか。

(竹村委員長) 加藤総務課長。

(加藤総務課長) 議員おっしゃるように、出資を行う場合でも取り崩す場合でも同じ処分に、基金の財産の処分に当たると考えております。

出資のほうは、当時は、財産の処分についてという一般案件がありまして、そちらのほうで出資をすることについてという議案の中で議決をお認めいただきまして出資金を出した経過がありました。

今回、予算の定めるところによりとありますのは、基金を処分するときには、取崩しをするわけで、基金から繰入れを行って支出をしていく、そういった予算措置の中でそれを出していくということになるかと思っておりますので、予算措置をする中で議決がされていくと、そういう場合を想定してここにそういうふうにしたと、そういうものでございます。

(竹村委員長) 永井委員。

(永井委員) 分かりました。私もそのときは議員でしたので、議案が提出されたんだなと思ひ返しました。

そうすると、今回、予算でオーケー、議会の関わり方は、予算としては専決の可能性があると思うんですけど、執行部側の意志で行われて承認を得るといふそういう取扱いのことがあるというふうにご理解してよろしいのでしょうか。議案とすれば、提出しなければ出資は不可能ということなんでしょうか。つまり、議会の関わり方が変わりますか。

(竹村委員長) 専決の部分と違って、今、触れられたんで、吉川事務局長。

(吉川事務局長) すみません、分かりづらくて申し訳ありません。

3条のところは、議決を経て出資することができるということですので、出資をしますよという議案を出して議決をいただくという取扱いになるかというふうに思います。

ただ、出資でございますので、それぞれ決算書を見ていただきますと、出資予定日と

いうところがありまして、要は出資していますよということがあるとそれは財産、財産という言い方がいいのかどうか分かりませんが、決算上残るとい、ですから出資を3条ということですので、出資という事実は残るわけですね。そういう権利があるよということ、広域連合会議で中に残ると。

で、今回お願いする6条については、処分でございますので、簡単に言うと、取り崩して使っちゃってもいいよというそういうことになりますので、それは予算として予算の議案を議会に提出をして、議会のほうでその予算を議決いただければ執行ができるという、そういう取扱上の違いはあるわけなんです。

(竹村委員長) 永井委員。

(永井委員) 今、事務局長言われたように、どこにあるのかなと思ったんですね。そしたら決算書のほうを見ないと出てこないんですね。確かにここには財産に関する調書の中に、(7)として出資用の権利として5億が乗っていて、4番の資金のほうに合わせて15億が乗っているの、そういうことなのかと思ったんですね。

質問の趣旨は、先日の連合長のお話で、悲願であった大学誘致、それはもう私も分かるし、多分多くの議員の皆さん分かると思うんです。ただ、議会ですので、公金についてのチェック機能を果たすという部分で申し上げているんですけど、つまり、出資であれば議案が出されるということだと思っただけですね、今の説明のとおり。そうすると、議案についての先決というのは、私ちょっと認識がないんですけど、そうすると、臨時会が招集をされて議案が出される。だけど、予算執行であれば、専決も可能だと思うんですよ、仕組み上。そうすると、執行部側のある程度意思表示で可能になる、でも逆に言うと、連合長の言われるように可及的速やかに緊急というか支出したいのでやりたいというの分かる、じゃあ、それが果たして適切だったかをチェックするのが私たち議員、議会なので、そこをどういうふうに考えられるかというのを、最終的に聞きたかったという意図なんですね。

(竹村委員長) 副管理者。

(高田副管理者) まず、出資か取崩しかということであれば、基金の金額15億円を減らして出資をするという方法もありますし、15億円の運用の仕方としての出資ということも考えられます。ですので、出資をするということ、基金の総額をどうするかというのは、考える必要は出てきますが、もともと運用益で行う基金でありましたので、取崩しを想定しない基金でありましたので、基金の管理のところに出資という項目が書いてあるということでございます。

今度は、取崩しも含めて可能ということになりますので、取り崩す、取り崩した先をどう使うか、出資をするのか、寄附をするのか、負担金で支出をするのか、いろんな支出の方法があるわけですが、必ず予算上に取り崩す金額とその金額をどう使うかの歳出予算、併せての予算計上をしなければいけないことはこれは確かでございますので、その予算は、私どもとすれば、とにかく大事な本当に必要なものについて取崩しができるというただし書の趣旨からすれば、必ず議会にお諮りをする、これは専決処分なんかで必要だということではないだろうというふうに私は思っております、必ず議会にお諮りをした上で歳入歳出予算に計上をして、御審議をいただくということが筋だというふうに思っております。

(永井委員) 分かりました。

- (竹村委員長) そのほかございますでしょうか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- (竹村委員長) 質疑がないようですので、討論はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- (竹村委員長) なければ討論を終結いたします。  
それでは、これより、議案第1号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- (竹村委員長) 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

## (2) 議案第3号「令和3年度南信州広域連合一般会計補正予算(第3号)案」のうち、当委員会分割分

- (竹村委員長) 次に、議案第3号「令和3年度南信州広域連合一般会計補正予算(第3号)案」のうち、当委員会分割分を議題といたします。  
初めに、審査方法について申し上げます。  
まず、執行機関側から、歳出及び歳入の特定財源について説明を受け、その後一括して質疑を行い、質疑終了後に討論を行うことといたします。また、質疑に当たっては、予算案の審査である点に御留意いただくようお願いいたします。  
それでは、執行機関側の説明を求めます。  
2款1項1目、一般管理費、及び、3目、リニア地域づくり推進費について。  
加藤総務課長。
- (加藤総務課長) それでは、議案書、議案第3号の一般補12ページを御覧いただきたいと思います。  
2款1項1目に一般管理費の欄があるかと思います。こちらを使って説明をさせていただきます。  
まずは、一般管理費でございますが、阿南学園の移転に伴いまして、これまで広域連合が行っておりました障がい者支援のための事業を阿南町が引き継ぐこととなり、広域連合が所有しておりました旧阿南学園の施設は、用途廃止をした上で、阿南町に無償譲渡をさせていただきました。これによりまして、指定管理者でありました社会福祉法人との管理協定も解消となりまして、法人に出資しておりました6,000万円の出資金のうち、5,000万円につきましては、広域連合に返還してもらうこととなりました。  
右側の説明のところにありますように、負担金に計上しております5,000万円でございますが、これはこの法人から返還された出資金額を新たな阿南学園の管理負担金といたしまして、本事業を受け継いでいただく阿南町に対し支出するものでございます。  
財源内訳にございます事務局雑入は、法人からの出資金返還金でございます。  
その下、13と書いてありますが、その積立金でございますが、こちらは財政調整基金への新規積立金、こちらは財源内訳欄にあります基金利子分を積み立てるものでございます。  
続きまして、歳入のほうを御説明いたしますので、1ページお戻りいただきまして、一般補10・11をお開きください。

一番上の5款、財産収入、及び、9款の諸収入につきましては、ただいま歳出の中で御説明申し上げました特定財源に関するものでございます。

8款の繰越金でございますが、こちらは純繰越金を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(竹村委員長) 説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑は、議案のページを告げてから行ってください。

御質疑はございませんか。

伊藤委員。

(伊藤委員) すみません、1つだけ確認をしたいんですが、一般補13の負担金において、阿南学園の関係ですが、今の御説明だと6,000万円出資していて、そのうちこの5,000万円は戻すんだと、広域へ入るということで、あとそこで1,000万円残りますよね。そうするとこれは、ひだまりの郷への出資金として、まだそのまま出資していくという考え方でいいですか。

(竹村委員長) 加藤総務課長。

(加藤総務課長) 議員おっしゃるとおりでございますが、8月の全協のときにも少しお話しさせていただきましたけれども、6,000万円のうちの出資金の1,000万円分については、法人の基本金部分になっているということで返還はしてもらえない部分になりますということですので、その部分については出資という形で残しておきまして、5,000万円だけを返還していただくと、そのような手続になっております。

(伊藤委員) ありがとうございます。

(竹村委員長) そのほかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) ないようですので質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) なければ討論を終結いたします。

これより、議案第3号の当委員会分割分について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号の当委員会分割分は、原案のとおり可決されました。

---

### (3) 議案第6号「令和4年度南信州広域連合一般会計予算(案)」のうち、当委員会分割分

(竹村委員長) 次に、議案第6号「令和4年度南信州広域連合一般会計予算(案)」のうち、当委員会分割分を議題といたします。

審査方法について申し上げます。

まず、款ごとに執行機関からの説明を願い、説明が終わった後に質疑を行い、質疑終了後に討論を行うことといたします。

なお、説明者は、歳出予算の説明の際、併せて関係する歳入の説明をお願いいたしま

す。また、行政評価の際、二次評価で意見が付された事業に関しては、補足説明資料の事業進行管理表を用いて説明をお願いいたします。

質疑に当たりましたは、予算案の審査である点に御留意いただくようお願いいたします。

それでは、執行機関側の説明を求めます。

1 款、議会費について、加藤総務課長。

(加藤総務課長) それでは、御説明をさせていただきます。説明は、予算書と、それからあらかじめお配りをさせていただいております補足説明資料の6ページから11ページまでのA3判のものが行政評価のものになっておりますので、そちらで御説明をさせていただきます。

まず、議会費の内容について御説明させていただきますが、事項別明細書で説明させていただきますので、予算書の16・17ページをお開きいただきたいと思います。

お開きいただきますと、歳出という部分がございます、表の見方ですが、まず左側の端が予算科目の款項目の名称となっております、その横の列が令和4年度の予算額となっております。

その一番上で、1款1項、議会費でございます。総額は307万円でございます、前年度に比べ3.7%の増額となっております。内容は、議員報酬及び議会全般の運営費でございます。

右側の17ページの説明欄のところがございます、ここにも上のほうにちょっと太字で「10 議会費」とありますが、ここが大事業と言われる部分でございます、その下に一文字ずれて「01 議会費」とあるのが中事業というような分類になっておるところでございます。

それぞれ必要な予算の科目に予算計上してあるわけでございますが、議員の視察研修につきましてでございますが、コロナの状況等も踏まえまして、これまで1班で全員でというようなことを、3年度では予算を計上しておりましたが、4年度は2班体制に分かれまして、分散実施という形で予定しておるところでございます。そのほか、3常任委員会の設置や年2回の定例会の会期日数が複数日になったこと等によりまして、事務費用が若干増加をしておるところでございます。

この議会費につきましては、財源は全て構成市町村からの負担金となっております。

なお、議会費につきましては、後期基本計画への掲載事業ではございませんので、行政評価の対象外となっておりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

(竹村委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) なければ討論を終結いたします。

次に進みます。

2 款、総務管理費について、加藤総務課長。

(加藤総務課長) それでは、引き続き、予算書の16ページ・17ページの続きでございます。

2 款1 項、総務管理費でございますが、総額は1 億6, 6 0 0 万円余でございます。

1 目の一般管理費でございますが、右側説明欄の中事業の0 1 とありまして、1 億1, 6 0 0 万円余が計上されております。こちらは、正副連合長ほか特別職等の報酬、及び事務局正規職員1 3 名分の人件費でございます。

次の1 8 ・1 9 ページをお開きください。

説明欄の中ほどに中事業0 3、会計年度任用職員人件費につきましては、事務局に勤務いたします3 名の会計年度任用職員の人件費を計上しております。

その下、大事業1 0、中事業0 1 の一般経費というところでございますが、こちらは事務局経費でございまして、次のページを開いていただきますと、広域的な幹線道路網構想に関する関係団体への負担金でございますとか、児童手当の広域消防特別会計への繰出金などを計上してございます。

その下、2 0 ・2 1 ページですけれども、中事業0 2 というところに南信州広域連合事務センター施設管理費というのがございますが、これはこの事務センターの施設の維持管理費用を計上してございます。

またその下、大事業1 3 とあるところになりますが、財政調整基金積立金は、基金の利子分を積み立てるものでございます。

これら1 目、一般管理費におけます財源は、市町村負担金、財産収入、諸収入でございます。

続きまして、同じく2 0 ・2 1 ページの下側、2 款1 項2 目でございます。大学設置推進費とあります。それと、続く3 目、リニア地域づくり推進費のうち、大事業1 0 の部分につきましては、それぞれ所管する基金への積立て、利子積立てでございまして、特定財源は財産収入でございます。

続いて、2 2 ・2 3 ページをお開きください。

この上段の部分は、2 款1 項3 目の大事業1 2 といたしまして、リニア地域づくり推進事業費、中事業0 1 としまして、アリーナ機能を中心とする複合施設整備検討事業費に1 3 0 万円を計上してございますが、こちらは補足説明資料8 ページのナンバー1 4 を御覧ください。

上から2 番目が1 4 の項目でございます。そちらの「事業の概要・方向性」のところにも記載をしてありますけれども、後期基本計画におきましては、アリーナを中心とする複合施設の検討を進めるに当たりまして、アリーナ機能単体での検討ではなく、リニア駅周辺整備、エス・バード等との連携を図りながら、地域全体のビジョンの中に位置づけていくことが必要と捉えておりまして、このビジョンの策定がアリーナ機能を検討していく議論の下地となっておりまして、進行管理表におきましても、未来ビジョンに関する記載といたしますのが、このナンバー1 4 に示されておりますので、予算上もこの項目に計上してございますが、内容といたしましては、今回、閉会日の全員協議会で広域連合がお示しすることとしております「南信州リニア未来ビジョン」について、地域住民の皆さんに御意見をいただくための必要経費ですとか、ビジョンを修正していくための費用を計上しておるものでございます。

この事業の財源は、一般財源でございます。



予算書の22・23ページにお戻りをいただきまして、次の項目に行きます。

2款1項5目のところで調査研究プロジェクト事業費というところでございますが、後期基本計画の実現に向けた調査研究プロジェクトに関する経費といたしまして、2,000万円余を計上してございます。

説明欄のほうの中事業05というところに景観形成プロジェクト事業費とありますが、こちらは、リニア時代を見据え、良好な景観を維持し、地域ブランドの確立を図るための景観形成に関するプロジェクト会議、これに関する費用でございます。

この事業の行政評価の内容につきましては、すみません、補足説明資料のほうは6ページを御覧いただきまして、ナンバー1、一番最初の項目のところでございます。

そちらの表の中の真ん中ほどに、行政評価の欄があるんですが、この景観形成プロジェクト事業につきましての二次評価といたしまして、「長期的な事業として継続的に景観形成に努められたい」との御意見をいただいております。これにつきましては、景観プロジェクト会議を軸に、新たに開設が予定されておりますランドスケープ・プランニング共同研究講座とも連携を図りまして、景観取組に関するルールづくりや勉強会などを行ってまいりたいと考えております。

すみません、行き来して申し訳ありません。予算書の22・23ページにまたお戻りいただきまして、今度は中事業06というところに、南信州移住促進プロジェクト事業費があります。

こちらは、各市町村が独自に取り組む移住促進施策に加えまして、相談会や移住体験ツアーなど、広域的な連携による移住促進施策に取り組むことで、UIターン希望者に多様な選択肢を提供し、南信州への移住促進を図ることを目的として計上しております。

こちらの事業内容につきましては、6ページ、補足説明資料の6ページの先ほどの景観の次に2番、ナンバー2として書いてありますけれども、ここでは、「対面相談とオンライン相談を組み合わせ、効果の高い取組みをされたい」という御意見をいただいておりますので、コロナ禍という状況を踏まえながら、効果的な取組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、予算書の23ページの下段でございますが、中事業07といたしまして、ICT環境整備利活用研究プロジェクト事業費でございます。こちらは、国庫補助事業を活用して整備されました光回線を活用いたしまして、自治体DXへの対応ですとか、市町村間の課題に対します情報共有のための費用を計上したものでございます。

続いておめくりいただきまして、予算書の25ページをお開きください。

上段のところでございます。25の上段のところでございますが、中事業08といたしまして、広域観光リニアプロジェクト推進事業費でございますが、これは地域連携DMOであります株式会社南信州観光公社に対しまして、広域的な観光連携の強化やコロナ禍からの観光業回復に向けた支援といたしまして負担金を支出するものでございまして、前年度同様1,800万円を計上してございます。

以上が、2款1項5目の調査研究プロジェクト事業費に関する予算内容でございます。この事業の財源は、市町村負担金と一般財源でございます。

続きまして、次でございます。

2款1項7目でございます。産業振興と人材育成の拠点事業費でございますが、予算

額は1億6,800万円余、前年度対比で8,900万円余の増額となっております。

説明欄の大事業10というところに、産業振興と人材育成の拠点事業費とありますが、この事業費のうち、エス・バードの運営に関する費用といたしまして、指定管理委託料の4,000万円、負担金のうち、試験場機器の更新積立負担金の1,000万円、及びビジネスネットワーク支援センター運営負担金500万円を計上しておるところでございます。

また同じく、施設整備に関する費用といたしましては、この負担金のうち、平成29年度に行いましたエス・バードの第Ⅱ期整備工事の際に構成市町村から借り入れました起債の公債費に係る調整負担金といたしまして1,300万円余を、また、エス・バードの研究所体制を強化するために公益財団法人南信州・飯田産業センターが国庫補助金を活用して行う事業への負担金といたしまして980万円余をそれぞれ計上してございます。

その下、大事業11というところに、信州大学共同研究講座コンソーシアム事業費、中事業01といたしまして、講座の運営を支援いたしますコンソーシアムへの負担金を、また、中事業02といたしまして、広域連合が所管する基金への新規積立金をそれぞれ計上してございます。

信州大学共同研究講座の負担金につきましては、これまで航空機システムに関するコンソーシアムというのがございましたが、令和3年度に新たにランドスケープ・プランニングに関するコンソーシアムが設立をされまして、合わせて3,300万円の負担金を計上いたしました。

この負担金の財源でございますが、信州大学が行う共同研究講座への取組みに御賛同いただいた企業の皆さんが、その支援として、ふるさと納税という形で構成市町村に御寄附されました浄財を納入先の構成市町村のほうから広域連合へ「負担金」という形で支出をいただきまして、事業に活用させていただくものでございます。なお、このようにして支出いただきました負担金は、広域連合が所管します信州大学南信州キャンパス構想推進基金のほうに一旦全額を積み立てることとしておりまして、中事業の02にありますとおり、積立金として5,700万円を計上してございます。この基金の中からコンソーシアムの支援に必要な分だけを取り崩しまして支出をしまいたいとそのように思っております。

この2款1項7目の財源でございますが、市町村負担金、国の地方創生推進交付金、基金からの繰入金及び一般財源でございます。

続きまして、2款1項8目でございます。地域公共交通事業費でございますが、こちらは、高速交通網時代を見据えた地域内の二次交通、生活交通の在り方を検討していくため、関係機関によって構成される南信州地域交通問題協議会への負担金が主なものでございます。

これにつきましては、補足説明資料の6ページを御覧いただきまして、ナンバー3のところ、6ページのナンバー3が地域公共交通事業に関する内容でございますが、その中で、「特に運転手の確保についてしっかり取り組まれない」という御意見をいただいております。公共交通をめぐっては、運転手の高齢化や確保についての課題があることは事務局も認識しておりまして、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

この目の財源につきましては、市町村負担金でございます。

続きまして、2款、総務費に関する歳入について御説明を申し上げます。

予算書の10・11ページを御覧いただきたいと思います。

まず、1款2項1目の総務費等負担金でございますが、こちらは3億8,300万円余で、前年度対比で6,000万円余の増額となっております。これは、11ページ説明欄のうち、新たに設けられました信州大学共同研究講座コンソーシアム事業負担金の5,700万円が主な要因でございます。

次のページを御覧いただきまして、12・13ページをお開きください。

表の中ほどに3款1項3目、総務費国庫補助金、こちらは992万円で、対前年比492万円の増額となりました。これまでの信州大学航空機システム共同研究講座コンソーシアムに対する補助金に加えまして、エス・バードの研究所機能を強化するための事業費が新たに国庫補助対象となったことによる増額でございます。

その下、5款1項2目でございますが、基金運用収入でございますが、所管する基金の利子収入分でございますが、これらは全て歳出側で積立金に計上しております。

それから下、7款1項4目、稲葉クリーンセンター特別会計繰入金でございますが、こちらは特別会計における売電相当収入のうち、運転期間中の必要経費を基金に積み立てまして、残りの余剰分を一般会計に繰り入れるものでございまして、エス・バードの試験機器更新積立負担金、広域観光リニアプロジェクト推進事業の財源に充てるものでございます。

次のページをお開きください。

一覧でございますが、7款1項5目としまして、南信州広域振興基金特別会計繰入金は、基金の運用益の一部を一般会計に繰り入れ、南信州移住促進事業及びビジネスネットワーク支援センター負担金の財源に充てるものでございます。

続く、7款2項1目、基金繰入金のうち、11節の信州大学南信州キャンパス構想推進基金の繰入金でございますが、こちらは、信州大学共同研究講座の運営を支援するコンソーシアムへの負担金の財源に充てるものでございます。

8款の繰越金は、前年度からの純繰越金でございます。

9款1項は、預金利子でございます。

9款2項2目、この雑入のうち、1節の総務費雑入でございますが、こちらは、新型コロナウイルスに関する地域外来・検査センター及びワクチン集団接種会場といたしまして、広域連合が所有している施設の一部を使用しております飯田市に対しまして、光熱水費と同じ実費負担相当額を求めるものが主な内容でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(竹村委員長) 説明が終わりました。

質疑に当たりましては、ページ番号を告げてからお願いをいたします。

それでは、御質疑はございませんか。

清水委員。

(清水(勇)委員) ちょっと確認させていただきます。25ページの広域観光リニアプロジェクト推進事業の南信州観光公社への負担金という形、1,800万という説明をいただきましたが、この1,800万についてというのは、中身の使い勝手についてのものだと思うんですが、これについて、どういう形で云々というのは、報告というのは、どういう形で来ているんですか。

(竹村委員長) 加藤総務課長。

(加藤総務課長) こちらは、観光公社への負担金となっております、実績、観光公社からの報告というのは、定期的に事業報告させていただいております、28日の全員協議会のときも報告がございますけれども、本事業にこの負担金を用いましてどのような事業をしたのかというところは御報告をいただいているところでございます。

(竹村委員長) 清水委員。

(清水(勇)委員) やはり、広域として観光公社へ負担金をしているということについて、28日に報告があるということでしたので、やはり実績その他等は、広域として予算で出している以上は、やっぱりきちっとしたものをいただきたいなど。で、その中で、やはりどうということに対して、こちらの広域連合議会としてもやはりそれについての、運営・活用はそちらかもしれないけれども、報告を受けた後でやっぱり議会としても何らかの発言をしていきたいなというものがありますので、この件については28日のほうをまた聞いてから、この1,800万円が有効かどうかというのを見させていただきたいと思いますが、概要として分かりました。

(竹村委員長) そのほかございますでしょうか。

永井委員。

(永井委員) いいですか、予算書の25ページ、今の清水委員の関連ですけれども、当初予算として1,800万盛るということは、積算になろうかと思うんですけれども、要するに実績が出たのでその額というのは違うと思うんですね。ですので、積算はどういうふうにされているのでしょうか。概要で結構です。

(竹村委員長) 加藤総務課長。

(加藤総務課長) 細かい積み上げというよりは、それぞれの事業、この1,800万がどういうふうに使われているかというのが、大体のこういう事業ごとに配分された、一応このぐらいになりますというのを公社のほうから年度当初にいただきまして、増額ということとはなかなか難しいとは思いますが、今使われているこの予算額が全てこういう事業に使われていますというような事業見込額というのはいただいた上で、それに基づいて計上したと、そういうことでございます。

(竹村委員長) 永井委員。

(永井委員) 負担金部類ですので、今、加藤さん言われたように、というのは分かるんですね。ただ、観光って言われても波があろうかと思うんです。新しい政策を打てば増えるんでしょうし、コロナとか影響があれば下がるんでしょうし、確かに簿記の性質上になると思うんですけれども、その前年度がこれだったから来年もという考え方は、この分野については違おうかと思うんです。それからもう一つはやっぱりそのDMOというその外に補助金を出すということですので、その辺をもう少し整理をされた方がよろしいかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

(竹村委員長) 高田副管理者。

(高田副管理者) 少し私のほうから経過を含めて御説明をさせていただきたいと思います。

南信州観光公社が地域連携DMOを取得して、この地域の広域的な観光振興の核になろうということで始まったのは3年ぐらい前だったかなというふうに思っております。そのときにどうしても南信州観光公社の人的な体制を強化をしないと、とても地域連携DMOの事業を官公庁から認可をしていただくわけにいかないということで、そのとき

から観光公社の人的配置の支援をする目的で1, 200万円を計上をいたしております。

それから、その地域連携DMOの取得をしたということを受けて、南信州広域連合として、広域連合の予算で取り組んでおりました観光事業費約600万円を全て南信州観光公社に移管をして、そのときから600万円の負担金が追加になって、1,800万になったという、そういう経過でございます。

広域連携にどんなことをやっていたかというのは、例えば、刈谷のハイウェイオアシスに南信州のブースをつくって、そこにポスターやあるいはこちらから販売をさせていただいたりとかというそういう部分ですとか、あるいは、全体としてパンフレットを作って、広域的な観光の振興等もやってまいりましたが、そうしたものについては、DMOとなった南信州観光公社に事業をそっくり移管をしたということでございまして、その部分は広域連合の予算から落として、600万円の負担金に振り替わっておるということで、そうなるから3年目ぐらいかなというふうに、ちょっと正確ではございませんが、そういう経過を経て今、1,800万円があるということで、これは、何とかリニア開通を目指して広域的な、インバウンドを含めて、しっかり観光公社に事業を進めていただくというもので、今、1,800万円ということ南信州観光公社と話をしながらしっかり取り組んでいただくといいということで、それについての報告は毎年度、今年度も28日に観光公社の資料が出てくるという、そういうことでございますので、御理解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(竹村委員長) 永井委員。

(永井委員) 理解をします。ということは、この人件費分の1,200というのは、多分飯田市から出向している職員に支出しているんでしょうか。当時の新しい、名前は忘れちゃいましたけど、3人か4人がプロパーというんですか、その採用されたと認識していますが、そこに充てているということでしょうか。

(竹村委員長) 高田副管理者。

(高田副管理者) 地域連携DMOになったときに、地域振興部というような新しい組織体をつくっています。その部長のプロパーで雇用しておりますけれども、飯田市から兼務で派遣をしている職員の人件費は一切入っておりません。南信州観光公社がプロパーで、例えば外国人の外国語が話せる職員ですとか、そういうことも含めて、南信州観光公社として必要な人員の確保のために負担金を支出しているということでございます。

(永井委員) 分かりました。

(竹村委員長) そのほかございますでしょうか。

清水委員。

(清水(勇)委員) 永井委員が今、喚起したやはりこの調査研究プロジェクトの中の地域づくりプロジェクト事業の中の、約2,050万ぐらいの中の、やはり広域観光プロジェクト、南信州観光公社への出資金1,800万ということだったので、あえてその金額的なものもあってそういう形を先ほど聞きました。今後、やはりそういったことを含めたときに、刈谷も確かに私、行ったときに寄ってみることはしているんですが、今後において、まだまだ先ですけれども、浜松・豊橋方面への方向性も検討していきたいなということもありまして、28日の報告を受けた形の中で、そういったこともやはり今後予算を決めるときには、そういう話の中も確認しながら決めてもらいたいなというふうに思っ



のビジネスネットワーク支援センター負担金は、これは、産業センターに関わっております多くの企業が共同発注、共同受注、あるいは新製品開発等を横の連携でもってビジネスネットワーク支援センターを運営しておりますが、その部分については、多くの企業が横のつながりを持っているということで、これはなかなか産業センターの運営の中では賄い切れないので、行政が半分、それから事業者が半分という形で1,000万のうちの半分は行政が負担をしましょうということで500万円というそういう約束になっておまして、ですので、4,000万と1,000万と500万の5,500万円分については、新しいところで産業センターが活動していく、それから新しくなった施設の運営に指定管理をする、それら含めての5,500万円はルール化しましょうというのがあそこをスタートしたときからのルールでございます。そういう形で広域連合とそれから産業センター法人側とで協議をしてきた内容でございます。

それから、広域財団法人の南信州・飯田産業センター負担金980万4,000円、これについては、国の交付金を受けて、産業センターの機能強化のために事業に取り組んでおる部分の負担金でございまして、国からの交付金を財源としてオペレーターですとか、いろいろな新しい部分での負担金を払っていくということでございまして、これは5,500万円の別事業として取り組んでいるものでございます。

それから、町村公債費負担金といいますのは、あそこにエス・バードを整備をするときに、特に体育館をホールに改修をしております、2階部分。それから1階部分に企業の検査機器等が入っておりますけれども、あそこを整備をするときに、補正予算債を借りておまして、そのときに14市町村で共同で起債を発行していただいているんですが、そのときに全部定額であったものですから、飯田市の負担がうんと少なかったものですから、それを通常の負担割合に戻す形で町村に対して飯田市のほうから負担金を広域連合経由で支払っているというそういうルールになっておりますので、それが町村公債費負担金というふうになっております。

ここに計上しておりますのは、新しくエス・バードが始まったときの整理に基づいて支出をしておるものでございまして、清水委員の御指摘のように、新しいものが発生をすればまたここに協議をした上で計上をしていくことになると思います。それはその都度分かるようにしていくということでお願いします。よろしくをお願いします。

(竹村委員長) 清水委員。

(清水(勇)委員) 中身についてよく分かりました。確かに今まで入れた大きいそれぞれの基金についてその都度予算で上げてもらって、補助金、こういう負担金等も含めた説明の形の中で議会を通したというように判断しておりますので、その点については分かりましたのでありがとうございます。

で、今、言っているようなこともやっぱりこの委員会は分かったので、また広域についてどこかで分かるような形を取ったほうが、今、聞きながらいいのかなと思ったので、また、これ予算と関係ないんですが、またそこら辺のところも検討しておいていただきたいと思います。

(竹村委員長) その他ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) なければ討論を終結いたします。

次に進みます。

6 款、公債費、7 款、予備費を一括して説明願います。

加藤総務課長。

(加藤総務課長) それでは、予算書の 40・41 ページを御覧いただきたいと思います。

6 款 1 項が公債費でございます。

次のページをお開きいただきまして、42・43 ですが、6 款 1 項 1 目のほうが元金、2 目が利子についてございまして、説明欄のところに「産業振興と人材育成の拠点」とありますのが、総務費に関する部分でございます。今、エス・バードを整備するに当たりまして借り入れた起債の元金及び利子の総額でございまして、それぞれ償還表に基づいて予算計上をしたものでございます。

財源は、市町村からの負担金となっております。

続いて、7 款の予備費につきましては、前年度と同額の 50 万円を計上しておるところでございます。

説明は以上でございます。

(竹村委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) なければ討論を終結いたします。

これより、議案第 6 号の当委員会分割分について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) 御異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号の当委員会分割分は、原案のとおり可決されました。

---

#### (4) 議案第 7 号「令和 4 年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計予算(案)」

(竹村委員長) 次に、議案第 7 号「令和 4 年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計予算(案)」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

加藤総務課長。

(加藤総務課長) 議案第 7 号について御説明申し上げます。

こちら、予算書の 57 ページを御覧ください。

本案は、令和 4 年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計予算(案)でございまして、第 1 条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 100 万円と定めるものでござ



ざいます。

この特別会計は、南信州広域振興基金の債券運用等によります運用益を活用いたしまして、広域的な地域振興事業を実施するものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、事項別明細書で御説明いたしますので、予算書の68・69ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳出のほうから御説明いたします。

1款1項1目、広域振興事業費でございますが、予算額は1,100万円、前年度対比で90万円の増額となっております。

事業の内訳は、69ページの説明欄にありますとおり、大事業の10、広域振興事業費と大事業11、一般会計繰出金でございます。

大事業10のうち、中事業06といたしまして、マーケティングの視点による持続可能な地域づくりプロジェクト事業費、こちらにつきましては、「自信と誇りの持てる農業の再構築事業」と「一村一企業ダーチャ運動」の2つの取組みを展開しておりますのでございまして、農作物の高付加価値化を目指した商品づくりでございますとか、農業研修に取り組む企業と連携した研修プログラムの構築などの研究を進めておるところでございます。

中事業07、民俗芸能保存継承プロジェクト事業費につきましては、地域で守るべき民俗芸能の保存継承のため、南信州地域振興局や関係団体の皆さんと連携いたしまして取り組むものでございます。そこにあります貸付金ですが、これは、南信州民俗芸能継承推進協議会に対しまして、県の元気づくり支援金が交付されるまでのつなぎ資金といたしまして貸し付けるものでございます。こちらは、県の支援金が交付された後、団体のほうから広域連合に返還されるものでございます。

これら2つの事業につきましては、後期基本計画の掲載事業でございまして、行政評価をいただく中では、特段、御意見等はございませんでした。

大事業11につきましては、基金の運用益のうち680万円を一般会計に繰り出すものでございます。

これらの事業の財源は、諸収入と一般財源となっております。

続いて、歳入についてでございますが、予算書、お戻りいただきまして予算書66・67ページ、1ページお戻りいただきたいと思います。

2款の財産収入でございますが、所管する南信州広域振興基金の運用益でございまして、事業費の財源に充てるものでございます。

4款の繰越金は、前年度からの純繰越金でございます。

5款、諸収入につきましては、南信州民俗芸能継承推進協議会への貸付金の回収金となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(竹村委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

清水委員。

(清水(男)委員) 確認だけさせてもらいます。69ページの07、民俗芸能保存継承プロジェクト事業の中で、これ確か毎年どこかやっていると思うんですが、令和4年度について、どこというようなことは、予定はどうなっているんでしょうか。まだ出ていませんか。

(竹村委員長) 加藤総務課長。

(加藤総務課長) この事業費につきましては、行政評価の中で御説明をさせていただいた4年度の事業方針というところでは、継承団体の負担金として出しているわけですが、その取組みといたしましては、ユネスコ無形文化遺産登録への取組みというようなところで、風流踊りとか神楽など、あと、民俗芸能に係る交流人口獲得に向けましたファンクラブ運営等、そういった事業のほうを行っていきたいというところの説明を受けておるところでございます。

(竹村委員長) 清水委員。

(清水(勇)委員) 分かりました。これについては、各広域で行っている14市町村の民俗芸能継承という形では、私もそういうものを残せるというのはいいことと思っておりますので、それについては有効に使ってもらって、やっぱり14市町村のそういう民俗芸能が残っていて、また残るような形で、またしっかりやっていっていただきたいなと思います。その辺のところの予算をつけるときにまたきちっとやっぱり確認していただいて進めたいと思います。

(竹村委員長) そのほかございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) なければ質疑を終結いたします。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) なければ討論を終結いたします。  
これより、議案第7号を採決をいたします。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(竹村委員長) 御異議なしと認めます。  
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

## 5. 閉会

(竹村委員長) 以上で、本日の総務産業委員会を閉会といたします。  
お疲れさまでした。

---

閉会 午前11時21分

南信州広域連合議会委員会条例 28 条の規定により、ここに署名する。

令和      年      月      日

南信州広域連合議会 総務産業委員長

---